

「みんなが 笑顔になれる まちづくり」

下野地区
都市計画マスタープラン
(地域・地区別構想)

令和 3年 4月

四 日 市 市

はじめに

本市では、少子高齢、人口減少社会の到来の中で、今後とも本市が活力を持続していくための‘まちづくりの目標’として「四日市市都市計画マスタープラン全体構想」を平成14年7月に策定しました。その後、平成20年3月に全体構想の一部変更を行い、さらに、当初策定から一定の期間が経過していることから、平成23年7月に全体構想の改定を行いました。

改定後の全体構想では、まちづくりの基本的な考え方として、「生活者の視点に立つまちづくり」「既成市街地などの再整備と有効活用」「自然環境の保全と創出」「誰もが移動しやすい交通環境づくり」「市民と市の協働によるまちづくり」の5点を掲げ、活力ある地域社会の実現を市民と協働のまちづくりに求め、地区住民から提案される「地区まちづくり構想」をもとに都市計画マスタープランの地域・地区別構想を市で策定する道筋を示しました。

下野地区は、朝明川が地区のほぼ中央を流れ、朝明川北側には、古くからの史跡があり、農地や樹林地が広がる中、既存集落が存在しています。朝明川南側には、高度経済成長期に形成された住宅団地と既存集落が存在し、果樹園や樹林地などの豊かな自然環境が残されています。

「全体構想」の中では住宅団地や既存集落などが、既存の樹林地や優良な農地などの豊かな自然環境と共生し、良好な環境を維持していく「自然共生ゾーン」に位置しています

本市では、都市計画まちづくり条例に基づき、下野地区まちづくり構想策定委員会から提案された「下野地区まちづくり構想」を踏まえ、「四日市市都市計画マスタープラン地域・地区別構想（下野地区）」（以下、「下野地区都市計画マスタープラン」という。）を策定しました。

下野地区都市計画マスタープランとは

- ◆本市の都市計画の基本的な方針である「四日市市都市計画マスタープラン全体構想」に基づく、下野地区におけるまちづくりのアクションプランとなるものです。
- ◆概ね20年後を見通しつつ、今後10年間において必要な施策を中心に、下野地区の今後のまちづくりの方向性を示したものです。
- ◆下野地区の特徴や課題を踏まえ、活力ある地域社会と魅力的な地域づくりの実現のために、市民と市が果たすべき役割を示し、その実現にどのように取り組んでいくかを示したものです。
- ◆下野地区のまちづくりの指針として、これをもとに様々な分野、人々との連携や協力を進めるためのものです。

目 次

第 1 章 下野地区の特徴	1
第 2 章 下野地区のまちづくりの基本的方向	2
第 3 章 下野地区のまちづくりへの取り組み	
I 安全安心に暮らせるまち	3～4
II 地域の特色を活かしたまち	5～6
■ 概ね 10 年間に予定する地域整備の取り組み	7～8
■ 構 想 図	9
第 4 章 都市計画マスタープランの実現に向けて	10

第1章 下野地区の特徴

下野地区は、本市の北部に位置し、地区の中央を朝明川が流れ、その北側は主に水田などの優良な農地が広がり、さらにその北には、既存集落や樹林地が広がっています。朝明川の南側は、丘陵地にあさけが丘団地、八千代台団地といった住宅団地が形成され、その周辺には既存集落が存在するとともに、果樹園やゴルフ場が立地しています。また、地区内全域にわたり史跡・遺跡が多く存在しています。

高度経済成長期にあさけが丘団地、八千代台団地が形成されたほか、市街化区域では現在に至るまで宅地の供給が続いています。近年（10年間）の下野地区の人口は増加傾向にありますが、今後は高齢化が進むとともに、人口が減少に転ずることが想定されています。

地区内には、県道上海老茂福線や県道平津菰野線などの幹線道路が通り、これらが地区に近接する東名阪自動車道四日市東IC、東海環状自動車道東員ICを結んでいることから、広域交通の利用に恵まれた環境にある一方、交通量が多く、交通安全や渋滞、騒音などの問題を抱えています。

公共交通としては、三岐鉄道三岐線が地区中央を東西方向に運行され、地区内には山城駅があります。近年では路線全体の乗降者数は減少傾向にありますが、隣接する地区における産業立地などにより、山城駅の乗降人員はやや増加傾向にあります。さらに、三岐鉄道バス（山之一色線）と四日市市自主運行バス（山城富洲原線）により本市の中心市街地などと結ばれています。また、三岐鉄道三岐線山城駅と地区北側近郊の大型ショッピングセンターを結ぶ三岐鉄道バス（イオンモール東員線）も運行されています。

今後、住宅団地などの居住環境や既存の交通基盤を活かし、自然と調和したまちづくりを進めていくことが求められています。

第2章 下野地区のまちづくりの基本的方向

下野地区で策定された「下野地区まちづくり構想」では、将来のまちのビジョンとして「みんなが笑顔になれるまちづくり」を掲げ、「人を優先するまち」「人が生き生きと活動するまち」「人と自然がなじむまち」という3つのまちづくりの柱のもと、取り組みが示されています。

これを踏まえ、市では、都市整備の取り組みが必要な項目を整理して、まちづくりの基本的な方向を「みんなが笑顔になれるまちづくり」とし、この基本的な方向を実現するため、以下に示す、2つの柱から地区のまちづくりに取り組み、必要な施策・事業を展開していきます。

みんなが
笑顔になれる
まちづくり

I 安全安心に暮らせるまち

II 地域の特色を活かしたまち

第3章 下野地区のまちづくりへの取り組み

I 安全安心に暮らせるまち

(1) 歩行者・自転車の安全確保

小中学校に至る通学路のうち、県道上海老茂福線、県道小牧小杉線、市道下野保々線などで、歩道や歩行空間が狭いなど、通学児童の安全確保が必要な箇所があります。

また、三岐鉄道三岐線の山城駅へ向かう歩行者の安全の確保が望まれています。

既存集落内では、道路が狭いところが多く、安全性が十分でない状況が見られるとともに、緊急車両の通行が困難となっている状況があります。

道路施設を改良することで、地域住民が安全に移動できる交通環境を目指します。

取り組みの方針

- ① 県道上海老茂福線や県道小牧小杉線などの幹線道路の改良などにより、歩行者の安全性が確保できるよう、地域と共に三重県に働きかけます。
- ② 歩行空間の確保と安全性保持のため、通学路である市道下野保々線などの適切な維持管理に努めます。
- ③ 交通安全施設の設置が必要な箇所については、地域や関係機関と協議し、「通学路交通安全プログラム」や「生活に身近な道路整備事業」による改善に努めます。
- ④ 三岐鉄道三岐線山城駅への歩行者や自転車のアクセス方法のあり方について、地域と共に検討していきます。
- ⑤ 狭あい道路の解消に向け、建て替えなど集落内のリニューアルに合わせて後退用地を市が整備する「狭あい道路後退用地整備事業」に加えて、建築行為に合わせて後退用地の整備費用を市が補助する制度等により、道路環境の早期改善に努めます。

(2) 災害に強いまちづくり

朝明川は、地区内のほとんどの区間で洪水のリスクが高くなっており、その解消に向けた三重県による河川改修の予定がありますが、実施までには相当の時間を要する状況です。

近年の集中豪雨で、朝明新川の沿川で浸水被害が発生するなど、朝明川、朝明新川の早期の対策が望まれています。

また、地形上の特性から、急傾斜地崩壊危険区域^{*}や土砂災害特別警戒区域^{**}に指定された箇所などがあり、安全性の確保も課題となっています。

一方、地区内の居住地には、耐震性の低い木造住宅が見られるほか、道路が狭いため、緊急車両の通行が困難となっており、併せて道路に面した耐震性の低いブロック塀などが見られ、地震時の倒壊による被害や避難時の通行に支障をきたすおそれがあります。

災害から大切な命を守るため、必要な対策を急ぐとともに、ソフト対策を推進し、地域とともに災害に強いまちづくりを目指します。

取り組みの方針

- ① 「二級河川朝明川水系河川整備計画」に基づく河川改修の早期実施を地域と共に三重県に働きかけます。
- ② 朝明新川の河川改修に、引き続き取り組むとともに、河川監視カメラの設置に取り組みます。
- ③ 三重県が指定する急傾斜地崩壊危険区域[※]の安全対策を、必要に応じて三重県に働きかけるとともに、土砂災害特別警戒区域[※]内の住宅の移転を行う際は、「四日市市がけ地近接等危険住宅移転事業」により支援します。
- ④ 耐震性の低い木造住宅について、「木造住宅無料耐震診断」や「木造住宅耐震補助制度」により安全性の向上を支援します。
また、「木造住宅耐震補助制度」では、建て替えや利用転換に向けた建物の除却に対しても支援します。
- ⑤ 狭あい道路の解消に向け、建て替えなど集落内のリニューアルに合わせて後退用地を市が整備する「狭あい道路後退用地整備事業」に加えて、建築行為に合わせて後退用地の整備費用を市が補助する制度等により、道路環境の早期改善に努めます。(再掲)
- ⑥ 道路などに面し地震時に倒壊のおそれのあるブロック塀などの改善を促します。
このため、生垣への転換を「生垣設置助成金交付制度」により支援するとともに、早期改善に向けて、令和3年度までの期限付きで「ブロック塀等撤去費補助制度」を運用します。

※急傾斜地崩壊危険区域…急傾斜地（傾斜度が30度以上の土地）で、崩壊のおそれがあるため、崩壊対策工事や一定の行為制限を必要とする区域

※土砂災害特別警戒区域…急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、建築物に損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生じるおそれがあると認められる土地の区域

(3) 公共交通の利用促進

地区には、三岐鉄道三岐線の山城駅があり、約1000人/日の乗降客利用があります。

バス路線については、三岐鉄道バス（山之一色線）と四日市市自主運行バス（山城富洲原線）が地区と本市の中心市街地などを結んでいます。また、三岐鉄道三岐線山城駅と地区北側近郊の大型ショッピングセンターを結ぶ三岐鉄道バス（イオンモール東員線）も運行されていますが、今後、人口減少により公共交通の利用者が減少すると、減便や廃線などに至る可能性があります。

また、鉄道駅やバス停から遠く、その利用が難しい地域（公共交通不便地域）もあります。

公共交通の維持には、地域の方々の積極的な利用が欠かせません。そのため、住民、交通事業者、行政など関係者が一体となって、公共交通の維持に取り組みます。

取り組みの方針

- ① 三岐鉄道の利用促進に鉄道事業者及び地域と共に取り組みます。
- ② 路線バスの利用促進にバス事業者及び地域と共に取り組みます。
- ③ 公共交通不便地域における対策として、デマンド交通[※]の活用などに取り組みます。
- ④ 将来的な実現化に向けて、自動運転技術の活用を検討します。

※デマンド交通…利用者の事前予約に応じて運行する交通システム

Ⅱ 地域の特色を活かしたまち

(1) 住宅団地の維持・再生

比較的大規模に開発されたあさけが丘団地や八千代台団地では、道路などの都市基盤が整い、団地内に路線バスが乗り入れるなど、良好な住環境を有しています。

こうした住宅団地では、同世代が一斉に入居していることから住民の世代に偏りや、子供世代の独立などから、高齢化や空き家の増加が進むとともに、造成から一定の期間が経過していることから、一部では建て替えやリフォームが進んでいるものの、依然として昭和56年5月以前に建てられた耐震性の低い木造住宅やブロック塀が多数見られ、地震時の倒壊による被害や避難時の通行に支障をきたすおそれがあることから、これらの安全性の向上が望まれます。

住宅団地の良好な居住環境を維持し、魅力を高め、多世代が住む住宅団地として再生を目指します。

取り組みの方針

- ① 「住み替え支援促進事業」による子育て世帯などの転入や、「空き家バンク」への登録を促進します。
- ② 耐震性の低い木造住宅について、「木造住宅無料耐震診断」や「木造住宅耐震補助制度」により安全性の向上を支援します。
また、「木造住宅耐震補助制度」では、建て替えや利用転換に向けた建物の除却に対しても支援します。(再掲)
- ③ 道路などに面し地震時に倒壊のおそれのあるブロック塀などの改善を促します。
このため、生垣への転換を「生垣設置助成金交付制度」により支援するとともに、早期改善に向けて、令和3年度までの期限付きで「ブロック塀等撤去費補助制度」を運用します。(再掲)
- ④ 地域が主体となって取り組む良好な住環境の維持・向上の仕組みづくりを、地区計画などの手法により支援します。
- ⑤ 「花と緑いっぱい事業」や「生垣設置助成金交付制度」などにより、緑化活動を支援します。

(2) 既存集落の住環境向上

地区北側の北山町などの市街化調整区域の既存集落には、道路が狭いため、緊急車両が入れない箇所や、排水路が老朽化していたり、十分に整備されていない箇所があります。

また、地区南側の札幌町などの市街化区域では、現在に至るまで宅地の供給が行われており、道路などの都市基盤が整いつつありますが、依然として道路が狭い箇所があります。

これらの既存集落内には昭和56年5月以前に建てられた耐震性の低い木造住宅やブロック塀が多数見られ、地震時の倒壊による被害や避難時の通行に支障をきたすおそれがあることから、これらの安全性の向上が望まれます。

また、地区内の市街化調整区域における生活排水に関して、単独浄化槽などによる悪臭や、生活排水の用水路への流入による水質汚濁が課題として挙げられており、地区では、これらの改善が望まれているとともに、公共下水道の整備を望む声があります。

また、優良な農地が広がる地域ですが、地区内の農業振興地域内の一部には、耕作放棄地が生じており、担い手となる農業後継者不足や、高齢化に伴う離農が課題となっています。

地区の優良な農地を有する既存集落の維持に向けた住環境の改善を進めるとともに、地区の魅力向上を図ることで、地域コミュニティの維持・活性化を目指します。

取り組みの方針

- ① 狭あい道路の解消に向け、建て替えなど集落内のリニューアルに合わせて後退用地を市が整備する「狭あい道路後退用地整備事業」に加えて、建築行為に合わせて後退用地の整備費用を市が補助する制度等により、道路環境の早期改善に努めます。(再掲)
- ② 既存集落内で、排水に支障をきたしているような箇所では、地域と協議しながら、順次その改善に努めます。
- ③ 耐震性の低い木造住宅について、「木造住宅無料耐震診断」や「木造住宅耐震補助制度」により安全性の向上を支援します。
また、「木造住宅耐震補助制度」では、建て替えや利用転換に向けた建物の除却に対しても支援します。(再掲)
- ④ 道路などに面し地震時に倒壊のおそれのあるブロック塀などの改善を促します。
このため、生垣への転換を「生垣設置助成金交付制度」により支援するとともに、早期改善に向けて、令和3年度までの期限付きで「ブロック塀等撤去費補助制度」を運用します。
(再掲)
- ⑤ 地域が主体となって取り組む既存集落の維持・活性化について、地区計画などの手法により支援します。(再掲)
- ⑥ 生活排水の悪臭防止による生活環境の向上や、河川や水路などの公共用水域の水質改善に取り組みます。
- ⑦ 農業振興地域内においては、各種農業振興施策とともに、既存集落の住環境向上に努め、担い手不足などの課題の解決に取り組みます。

(3) 豊かな自然を守り、活用するまち

朝明川は、住民の散策の場として親しまれているとともに、マスつかみイベントなどが開催されるなど、河川の活用も行われている中、地区では、運動広場、親水空間、河川を活かした修景づくりなど、より一層の利活用を図ることへの関心が高まっています。

また、里山などの保全・活用については、「下野憩いとふれあい市民緑地」で里山の維持管理及び整備が行われているとともに、他の場所においても里山などの保全・活用を広げていくことが望まれています。

また、地区内には史跡や遺跡が多く見られ、これらの地域固有の歴史文化の保存と活用や、周辺環境を含めた自然景観を守っていくことが望まれています。

取り組みの方針

- ① 地域が取り組む朝明川の運動広場、親水空間、河川を活かした修景づくりの実現に向け、技術的な助言や河川管理者との協議などの支援を行います。
また、関係法令に適合する範囲で「市民緑地制度」などにより支援します。
- ② 「下野憩いとふれあい市民緑地」における憩いの場づくりに対して、引き続き「市民緑地制度」により支援します。また、新たな里山保全活動や散策路整備などに対して、「市民緑地制度」や関係部署などの制度により支援します。
- ③ 史跡や遺跡の周辺の自然景観の維持に向けて、地域の合意を前提に「市民緑地制度」などを活用した支援を検討します。

下野地区都市計画マスタープラン		下野地区まちづくり構想	
事業概要		地域整備の内容	想定箇所
I 安全安心に暮らせるまち	(1) 歩行者・自転車の安全確保	<p>【対象区域】 県道上海老茂福線、市道下野保々線などの区域内道路、三岐鉄道山城駅、狭あい道路</p> <p>【概要】</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 県道上海老茂福線や県道小牧小杉線等の幹線道路の改良などにより、歩行者の安全性が確保できるよう、地域と共に三重県に働きかける。 ② 歩行空間の確保と安全性保持のため、通学路である市道下野保々線などの適切な維持管理に努める。 ③ 交通安全施設の設置が必要な箇所については、地域や関係機関と協議し、「通学路交通安全プログラム」や「生活に身近な道路整備事業」による改善に努める。 ④ 三岐鉄道三岐線山城駅への歩行者や自転車のアクセス方法のあり方について、地域と共に検討。 ⑤ 市が整備する「狭あい道路後退用地整備事業」に加えて、建築行為に合わせて後退用地の整備費用を市が補助する制度等により、道路環境の早期改善に努める。 <p>【実施時期】</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 地域との調整により実施します。 ②、③ 地域や関係機関との調整により実施します。 ④ 地域と共に、前期5年間で一定の方向性が見出せることを目標として取り組みます。 ⑤ 建て替えなどに合わせて、支援制度を運用し、継続的に改善に取り組みます。 	<p>◇地区内全域(特に、八千代台、山城町などの交差点)</p> <p>◇県道上海老茂福線など</p> <p>◇県道(上海老茂福線、小牧小杉線)、市道下野保々線など</p> <p>◇地区北部の既存集落など</p> <p>◇山城駅周辺の道路など</p>
	(2) 災害に強いまちづくり	<p>【対象区域】 朝明川、朝明新川、北山・西大鐘開発地、地区全域</p> <p>【概要】</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 「二級河川朝明川水系河川整備計画」に基づく河川改修の早期実施を地域と共に三重県に働きかける。 ② 朝明新川の河川改修に、引き続き取り組むとともに、河川監視カメラの設置に取り組む。 ③ 三重県が指定する急傾斜地崩壊危険区域の安全対策を、必要に応じて三重県に働きかけるとともに、土砂災害特別警戒区域内の住宅の移転を行う際は、「四日市市がけ地近接等危険住宅移転事業」により支援。 ④ 「木造住宅無料耐震診断」や「木造住宅耐震改修費補助制度」により安全性の向上を支援し、建て替えや利用転換に向けた建物の除却に対しても支援。 ⑤ 市が整備する「狭あい道路後退用地整備事業」に加えて、建築行為に合わせて後退用地の整備費用を市が補助する制度等により、道路環境の早期改善に努める。(再掲) ⑥ ブロック塀などから生垣への転換を「生垣設置助成金交付制度」により支援し、令和3年度までの期限付きで「ブロック塀等撤去費補助制度」を運用。 <p>【実施時期】</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 地域との調整により実施します。 ② 監視カメラの設置については、令和3年度の実施に向け取り組みます。河川改修については、継続的に取り組みます。 ③、④、⑥ 支援制度を活用しながら、継続的に改善に取り組みます。 ⑤ 建て替えなどに合わせて、支援制度を運用し、継続的に改善に取り組みます。 	<p>◇朝明川、朝明新川など</p> <p>◇朝明川、朝明新川など</p> <p>◇下野地区全域</p>
	(3) 公共交通の利用促進	<p>【対象区域】 地区全域、公共交通不便地域</p> <p>【概要】</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 三岐鉄道の利用促進に鉄道事業者及び地域と共に取り組む。 ② 路線バスの利用促進にバス事業者及び地域と共に取り組む。 ③ 公共交通不便地域における対策として、デマンド交通などの活用に取り組む。 ④ 将来的な実現化に向けて、自動運転技術の活用を検討する。 <p>【実施時期】</p> <ol style="list-style-type: none"> ①、② 交通事業者及び地域との調整により実施します。 ③ タクシーを活用したデマンド交通による公共交通不便地域の対応に取り組みます。 ④ 引き続き検討します。 	<p>◇山城駅</p> <p>◇地区内全域</p>

※ 10年間に予定する取り組みは上記のとおりですが、今後、これらの整備に関する予算の確保に努めていきます。

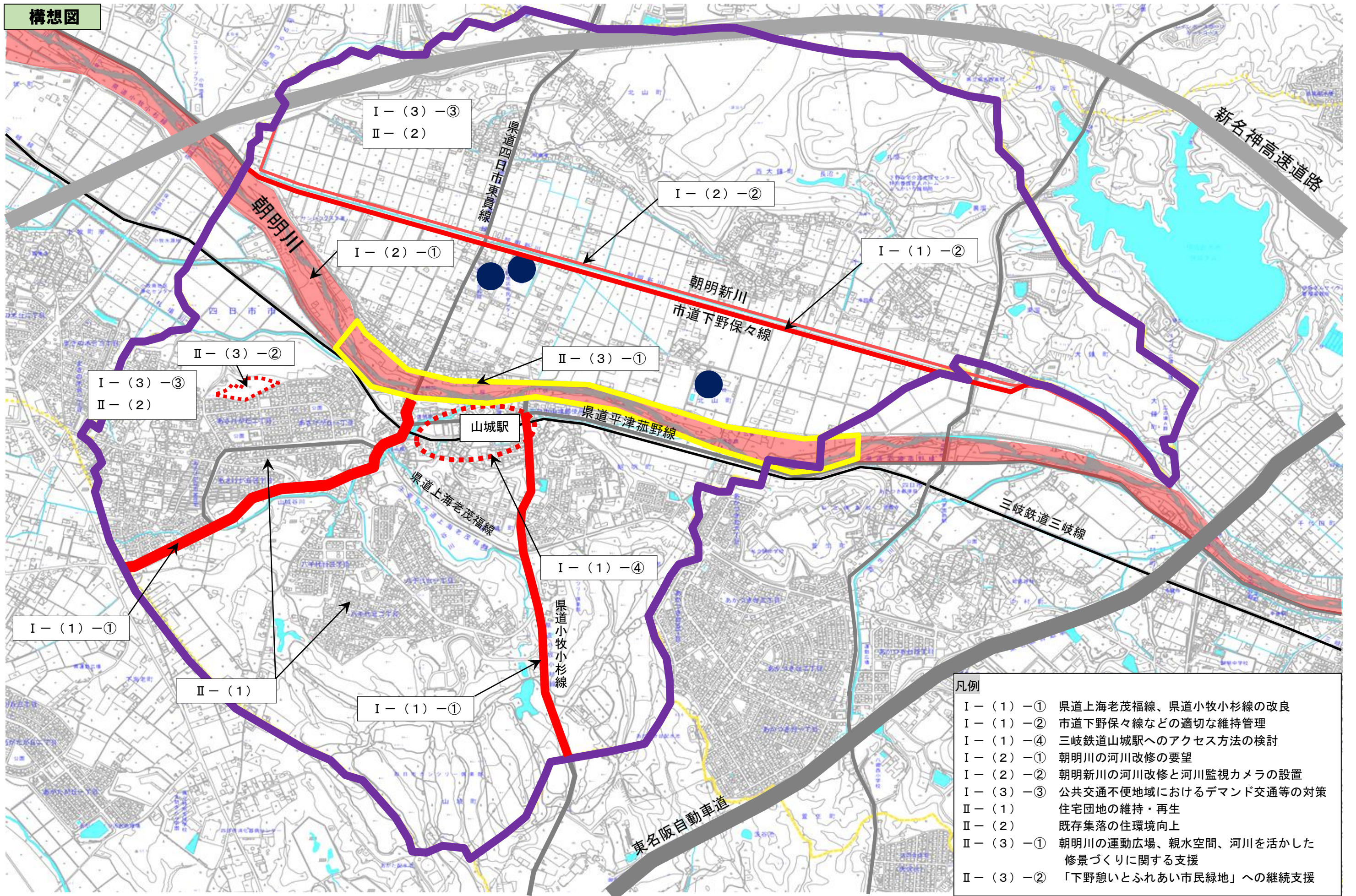
※ 下野地区から市にご提案いただいた「下野地区まちづくり構想」の内、地区整備に係る提案項目を抜粋したものです。

下野地区都市計画マスタープラン		下野地区まちづくり構想	
事業概要		地域整備の内容	想定箇所
II 地域の特色を活かしたまち	(1)住宅団地の維持・再生	<p>【対象区域】住宅団地</p> <p>【概要】①「住み替え支援促進事業」による子育て世帯などの転入や、「空き家バンク」への登録を促進。</p> <p>②「木造住宅無料耐震診断」や「木造住宅耐震改修費補助制度」により安全性の向上を支援し、建て替えや利用転換に向けた建物の除却に対しても支援。(再掲)</p> <p>③ブロック塀などから生垣への転換を「生垣設置助成金交付制度」により支援し、令和3年度までの期限付きで「ブロック塀等撤去費補助制度」を運用。(再掲)</p> <p>④地域が主体となって取り組む良好な住環境の維持・向上の仕組みづくりを、地区計画などの手法により支援。</p> <p>⑤「花と緑いっぱい事業」や「生垣設置助成金交付制度」などにより、緑化活動を支援。</p> <p>【実施時期】①,②,③,⑤ 支援制度を活用しながら、継続的に改善に取り組みます。</p> <p>④ 地域との調整により実施します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 行政と連携した中古住宅の流通促進を行うことによる空き家対策 ◇住宅団地 住宅所有者等への空き家化防止の啓発活動 ◇住宅団地 地区外からの人口を得るために環境整備のほか、住むのに魅力を感じられる地区を目指す「下野地区魅力化戦略」 ◇下野地区全域 人口減少抑制のための法制度の柔軟な活用 ◇下野地区全域 住宅や公共施設の緑化を進めるための緑化推進活動 ◇下野地区全域
	(2)既存集落の住環境向上	<p>【対象区域】既存集落</p> <p>【概要】①市が整備する「狭あい道路後退用地整備事業」に加えて、建築行為に合わせて後退用地の整備費用を市が補助する制度等により、道路環境の早期改善に努める。(再掲)</p> <p>②既存集落内で、排水に支障をきたしている箇所では、地域と協議しながら、順次改善に努める。</p> <p>③「木造住宅無料耐震診断」や「木造住宅耐震改修費補助制度」により安全性の向上を支援し、建て替えや利用転換に向けた建物の除却に対しても支援。(再掲)</p> <p>④ブロック塀などから生垣への転換を「生垣設置助成金交付制度」により支援し、令和3年度までの期限付きで「ブロック塀等撤去費補助制度」を運用。(再掲)</p> <p>⑤地域が主体となって取り組む既存集落の維持・活性化について、地区計画などの手法により支援。(再掲)</p> <p>⑥生活排水の悪臭防止による生活環境の向上や、河川や水路などの公共用水域の水質改善に取り組む。</p> <p>⑦農業振興地域内においては、各種農業振興施策とともに、既存集落の住環境向上に努め、担い手不足などの課題の解決に取り組む。</p> <p>【実施時期】①建て替えなどに合わせて、支援制度を運用し、継続的に改善に取り組みます。</p> <p>②地域からの要望を受け、改善方法等を調整し、実施します。</p> <p>③,④,⑥ 支援制度を活用しながら、継続的に改善に取り組みます。</p> <p>⑤,⑦ 地域との調整により実施します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 集落内道路の危険箇所の改善 ◇地区北部の既存集落など 地区外からの人口を得るために環境整備のほか、住むのに魅力を感じられる地区を目指す「下野地区魅力化戦略」 ◇下野地区全域 人口減少抑制のための法制度の柔軟な活用 ◇下野地区全域 住宅や公共施設の緑化を進めるための緑化推進活動 ◇下野地区全域 公共的な排水施設が整備されていない地域での排水対策の充実 ◇地区北部の既存集落など
	(3)豊かな自然を守り、活用するまち	<p>【対象区域】朝明川周辺、下野憩いとふれあい市民緑地、地区全域</p> <p>【概要】①地域が取り組む朝明川の運動広場、親水空間、河川を活かした修景づくりの実現に向け、技術的な助言や河川管理者との協議などの支援を行う。また、関係法令に適合する範囲で「市民緑地制度」などにより支援。</p> <p>②「下野憩いとふれあい市民緑地」における憩いの場づくりに対して、引き続き「市民緑地制度」により支援する。また、新たな里山保全活動や散策路整備などに対して、「市民緑地制度」や関係部署などの制度により支援。</p> <p>③史跡や遺跡の周辺の自然景観の維持に向けて、地域の合意を前提に「市民緑地制度」などを活用した支援を検討。</p> <p>【実施時期】①地域と共に、前期5年間で一定の方向性が見出せることを目標として取り組みます。</p> <p>②支援制度を活用しながら、継続的に改善に取り組みます。</p> <p>③地域との調整により実施します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 朝明川ウォーターフロント構想の作成 ◇朝明川 河川美化活動の強化 ◇朝明川、朝明新川 公園、広場、運動場里山、河川周辺など子どもが遊べる場の拡充 ◇下野地区全域 里山保全活動の充実 ◇「下野憩いとふれあい市民緑地」など 魅力を感じられる地区を目指す「下野地区魅力化戦略」 ◇下野地区全域

※ 10年間に予定する取り組みは上記のとおりですが、今後、これらの整備に関する予算の確保に努めていきます。

※ 下野地区から市にご提案いただいた「下野地区まちづくり構想」の内、地区整備に関する提案項目を抜粋したものです。

構想図



- 凡例
- I - (1) - ① 県道上海老茂福線、県道小牧小杉線の改良
 - I - (1) - ② 市道下野保々線などの適切な維持管理
 - I - (1) - ④ 三岐鉄道山城駅へのアクセス方法の検討
 - I - (2) - ① 朝明川の河川改修の要望
 - I - (2) - ② 朝明新川の河川改修と河川監視カメラの設置
 - I - (3) - ③ 公共交通不便地域におけるデマンド交通等の対策
 - II - (1) 住宅団地の維持・再生
 - II - (2) 既存集落の住環境向上
 - II - (3) - ① 朝明川の運動広場、親水空間、河川を活かした修景づくりに関する支援
 - II - (3) - ② 「下野憩いとふれあい市民緑地」への継続支援

第4章 都市計画マスタープランの実現に向けて

I 多様な主体の参画と協働によるまちづくり

地域住民や社会のニーズが多様化する中で、下野地区の活力を支えていくために、地域のみならず、共有できる将来像を育みながら、ひとりひとりがまちづくりに関わり行動することが大切です。

また、地域と行政の双方向のコミュニケーションによるパートナーシップの形成と適切な役割分担が欠かせません。

このため、まちづくりの総合的な調整や調査・研究並びに情報発信など、下野地区都市計画マスタープランの実現に向けて、地域と市が連携した取り組みを進めます。

取り組みの方針

- ① プランの実現に向けた、地域のまちづくり組織と市が連携した体制の構築。
- ② 多様なまちづくり主体の参画の促進。

II 継続的なフォローアップ

少子高齢化や人口減少時代の到来など地域社会を取り巻く状況は大きく変わりつつありますが、この下野というまちが地域に暮らす皆さんの生活の場であり故郷であることに変わりはありません。

下野地区で「みんなが笑顔になれるまちづくり」を実現していくためには、地域の特色を活かした様々な取り組みにより、暮らしやすい環境を実現していくことが必要です。

このため、地域と行政が協働で、地域のまちづくり活動と関連する行政分野の施策及び事業との連携を図りつつ、プランの進捗や地域の状況の変化に応じた継続的なフォローアップに努めます。

取り組みの方針

- ① 地域のまちづくり活動と連携した、下野地区都市計画マスタープランの進行管理。
- ② プランの進捗や地域の状況の変化に応じた継続的なフォローアップ。